

入札公告（説明書）

令和3年3月25日

東日本高速道路株式会社 北海道支社長 田中 直樹

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

本工事は、継続契約方式の対象工事である。

継続契約方式とは、下記 2-2. に示す後発工事の随意契約の締結について本工事の受注者と協議を行ったうえで、別途随意契約を締結する方式をいう。なお、後発工事に関する契約図書については、後発工事に係る契約手続きを行う際に交付するものとする。また、随意契約条件については、別紙1のとおりとする。

また、本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する「週休2日推進工事（受注者希望方式）」の試行対象工事である。特記仕様書に定める対象期間において週休2日を確保した場合は、工事成績評定において加点評価の対象とする工事である。

第1 基本事項（調達手続の概要）

1-1.	調達機関番号	417
1-2.	所在地番号	01
1-3.	品目分類番号	41
1-4.	契約件名（工事名）	道央自動車道 夕張川橋（上り線）床版取替工事
1-5.	契約責任者	NEXCO 東日本 北海道支社長 田中 直樹
1-6.	契約担当部署	NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課 （住所）〒004-8512 北海道札幌市厚別区大谷地西 5-12-30 （電話）011-896-5777
1-7.	競争契約の方法	一般競争入札
1-8.	競争参加資格の確認	事前審査方式（通知型）
1-9.	入札の方法	電子入札
1-10.	落札者の決定方法	総合評価落札方式（技術提案評価型【施工体制確認型併用】）
1-11.	入札前価格交渉の有無	有
1-12.	単価表の提出	必要 … 入札者に対する指示書[13]を参照のこと
1-13.	入札保証	必要 … 入札者に対する指示書[15]を参照のこと
1-14.	履行保証	必要 … 入札者に対する指示書[29]を参照のこと
1-15.	契約書の作成	必要（電子契約による）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと
1-16.	契約図書	

(1) 本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。

なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

- ① 入札公告（説明書） 本書
https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/
- ② 標準契約書案 https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/

- ③入札者に対する指示書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【土木工事契約書】を使用すること
- ④共通仕様書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【電子入札】を使用すること
- ⑤特記仕様書 <https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/>
【土木工事共通仕様書（令和2年10月）】を使用すること
- ⑥その他契約（発注用）図面等 <https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/>
- ⑦金抜設計書 <https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/>
- ⑧競争参加資格確認申請書 本書の別紙様式1のとおり
- ⑨入札書 電子入札システムの様式のとおり
- ⑩単価表 上記⑦の金抜設計書により作成する
- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の①から④に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 競争参加希望者は、上記(1)の⑤から⑧に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。
ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-R 配布等）により交付するので、記1-6. 契約担当部署へその旨申し出ること。
契約図書の交付期間は、令和3年3月25日（木）～令和3年4月15日（木）までとする。

第2 調達手続に付する事項（工事概要）

2-1. 工事概要

- (1) 工事場所 自) 北海道江別市元野幌
至) 北海道岩見沢市駒園
- (2) 工事内容 本工事は、道央自動車道 江別東IC～岩見沢IC間に位置する夕張川橋（上り線）において、老朽化した既設床版を撤去し、新たにプレキャストPC床版の設置を行う工事である。
- (3) 工事概算数量 床版取替工 約 04,900 m²
塗替塗装工 約 14,600 m²
詳細設計 1式
- (4) 工期 契約保証取得の日の翌日から 900 日間

2-2. 継続契約方式における後発工事

工事件名	道央自動車道 千歳川大橋（下り線）床版取替工事（仮称）
(1) 工事場所	自) 札幌市白石区米里 至) 北海道江別市元野幌
(2) 工事内容	本工事は、道央自動車道 札幌IC～江別東IC間の床版取替（千歳川大橋（下）、月寒川橋（上）、江別太1号橋（下））及び床版全面打換え（337号橋（下）、江別東IC橋（下））を行う工事である。
(3) 工事概算数量	床版取替工 約 10,000 m ² 、床版打換工 約 900 m ² 、塗替塗装 約 30,000 m ²
(4) 概算工期	令和4年度2／四半期～令和7年度4／四半期（約1290日間）

工事件名	道央自動車道 千歳川大橋（上り線）床版取替工事（仮称）
------	-----------------------------

(1) 工事場所	自) 札幌市白石区米里 至) 北海道江別市元野幌
(2) 工事内容	本工事は、道央自動車道 札幌 IC～江別東 IC間の床版取替（千歳川大橋（上）、月寒川橋（下）、江別太1号橋（上））及び床版全面打換え（337号橋（上）、江別東 IC 橋（上））を行う工事である。
(3) 工事概算数量	床版取替工 約 11,000 m ² 、床版打換え工 約 900 m ² 、塗替塗装 約 30,000 m ²
(4) 概算工期	令和5年度4／四半期～令和10年度3／四半期（約1680日間）

第3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下「入札者」という。）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、記3-2.に示す「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（記3-3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第6条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年3月31日までに、工事種別「橋梁補修工事」に係る NEXCO 東日本の『平成31・32年度工事競争参加資格』を有する者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工事種別に係る競争参加資格の再認定を受けていること。）で、かつ当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数（以下「経営事項評価点数」という。）が、1200点以上の者であること（上記の再認定を受けたものにあつては、当該再認定の際に算定された経営事項評価点数が、1200点以上であること。）、又は経営事項評価点数が1100点以上である者による2者若しくは3者で構成された特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）であること。なお、特定JVの場合は、すべての構成員が第3（調達手続に参加するための条件等）の条件を満たすこと。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域1（北海道支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域1（北海道支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。
- (5) 審査基準日において、平成17年度以降に元請としての完成及び引渡しを完了した下記同種工事の施工実績を有すること。

なお、単体及び特定JVの代表者にあつては、「同種工事」を、特定JVの代表者以外の者にあつても「同種工事」の施工実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20%以上である場合に限り施工実績として認める。

なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

同種工事 a 道路橋において、下記の①、②のどちらかの施工実績を有すること

- ①プレキャストPC床版又は場所打ちPC床版による床版の新設又は取替を実施した工事※

※PC床版とは、PC鋼材により床版に一樣にプレストレスが導入されている構造をいい、道路橋示方書・同解説（平成24年版）Ⅱ鋼橋編9.3

プレストレストコンクリート床版又はⅢコンクリート橋編 7.3.2 プレ
ストレストコンクリート床版に該当するものとする。

②PC上部構造をプレキャストセグメント工法により新設した工事

同種工事 b 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において車線規制（車線減少規
制又は片側交互通行規制）を実施した工事

本工事の競争参加資格においては、NEXCO 東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委
員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとさ
れる工事」の施工実績は、企業の施工実績として認めない。

また、記載した工事が、次のイ)又はロ)に該当する工事は施工実績として認めない。

イ)NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事

ロ)上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の
点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

(6) 審査基準日において、特定JVを構成する場合は次に示す事項をすべて満たすこと。

① すべての構成員が、上記(2)に示す工事種別に対応する建設業法の許可業種につき、許可を
得てから5年以上の営業期間を有すること。ただし、許可を得てからの営業期間が5 年未満で
あっても、相当の工事实績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると契約責任者が認
める場合は、これを同等として取扱うことがある。

② すべての構成員が、国家資格を有する主任技術者又は上記(2)に示す工事種別に対応する建
設業法の許可業種に係る監理技術者を、本工事に専任で配置することができること。

③ 「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の案（入札者に対する指示書書式1-1。以下「協
定書案」という。）が提出されていること。

④ すべての構成員が、2者JVの場合は30%以上、3者JVの場合は20%以上の出資比率を有し、
かつ代表者の出資比率が構成員中最大であること。

(7) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）に
おいて、下記に示す施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又
は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、
本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記に示す施工管理業務の請
負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該請負人、担当技術者の出向・派
遣元と資本若しくは人事面において関連のある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者であ
る。

1) 当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の 100 分の 50 を超え
る株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

2) 当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する
役員を兼ねている者。

・施工管理業務の請負人

・岩見沢管理事務所管内施工管理業務（請負人：パソコン技術管理株式会社）

(8) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）に
おいて、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るこ
とは、入札者に対する指示書 1 [1] 「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1)
の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をい
う。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関

係にある場合

2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合

3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員 の 定義】

会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ii) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

iv) 組合の理事

v) その他業務を執行する者であって、i)～iv)までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合（同一の者が複数の特定JVの構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）。

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

(1) 競争参加希望者は、次に示す「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」）を作成しなければならない。また、作成にあたっては、別添「技術資料作成説明書」に従うこと。

申請書（様式）			記載事項
競争参加資格確認申請書（様式1）			必要事項を記載のうえ記名すること その他補足事項については、入札者に対する指示書[9][3]①を参照のこと
技術資料 （様式2）	企業に 求める 実績等	企業の同種工事 の施工実績	記3-1.(5)に示す「同種工事」を満たす施工実績を記載すること

協定書案	<p>特定 JV により本件競争入札への参加を希望する者は、協定書案を入札者に対する指示書[9]及び指示書書式 1-1 又は 1-2 に基づき作成すること。</p> <p>なお、提出する協定書案は、あくまでも案であるため、競争参加資格申請の時点で構成員の押印を必要としないが、落札者となった場合には、協定書案と同内容の協定書を構成員間で締結しなければならないことに留意すること。</p>
------	---

- (2) 競争参加希望者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請

- (1) 競争参加希望者は、本件入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わなければならない。
- ① 提出期間 入札公告の翌日から令和 3 年 4 月 15 日（木）午後 4 時まで
 - ② 提出場所 記 1-6. 契約担当部署
 - ③ 提出方法 電子入札システム、郵送（書留郵便若しくは信書便）又は持参（申請期間内に必着のこと）
 - ※ 申請書類の総容量が 2MB を超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。
 - ④ 申請書類 記 3-2. 競争参加資格確認申請書の作成により作成した「申請書」
- (2) 競争参加希望者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9][2]を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

- (1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。
- ※確認結果通知予定日 令和 3 年 4 月 28 日（水）
- (2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。
- なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。
- (3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

第 4 総合評価落札方式

4-1. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式（技術提案評価型【施工体制確認型併用】）とは、記 3-4. 競争参加資格の確認において、競争参加資格があると認められた入札者から当社が示す設計図書に基づく標準案に対する技術提案書の提出を求め、その提案内容に基づき技術的な評価（技術提案評価）と品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、提案内容を含む施工内容の確実な実現性に基づく評価（施工体制評価）の技術評価と契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づき、総合的に評価することにより NEXCO 東日本にとって最も有利な者を落札予定者と決定する方式をいう。

なお、落札予定者の決定方法は、記 6-3. 落札予定者の決定に示す。

4-2. 技術評価の評価項目等

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術提案書及び施工体制に係る評価項目及び配点は

次のとおりとする。

1) 技術提案に関する技術評価点

評価項目			配点	
共通事項	床版取替の施工に伴う連続規制による工事可能期間「令和4年度春季：5/9～7/15」、「令和4年度秋季：8/18～10/31」以内の工事工程の評価は、提出された「技術提案に基づく工事工程表」又は「標準案に基づく工程表（技術提案が無い場合）」を適・不適で評価する。		100点 (標準点)	
技術提案	性能・機能	耐久性の向上	安全かつ合理的で耐久性の高い取替床版及び壁高欄の構造に関する技術提案（取替床版及び壁高欄の形式はコンクリート系であること。取替床版の橋軸方向の接合構造はRC構造であること。）	15点
		安全性の向上	床版取替を安全かつ確実に実施するための既設床版及び壁高欄の撤去方法、新設床版及び壁高欄の設置方法に関する技術提案	15点
	社会的要請	交通の確保	床版取替に伴う既設橋の補強、床版取替、壁高欄、床版防水を含む床版取替完了までの車線規制期間の短縮に関する技術提案及び短縮日数	40点
技術評価点のうち技術提案評価点（満点）			170点	

2) 施工体制に関する施工体制評価点

評価項目	配点
品質確保の実効性	15点
施工体制確保の確実性	15点
技術評価点のうち施工体制評価点（満点）	30点

4-3. 技術提案書の作成

入札者は、次に示す「技術提案書」を作成しなければならない。また、作成にあたっては、別添「技術提案書作成説明書」に従うこと。

申請書（様式）	作成にかかる留意事項
(様式-提案1) 技術提案意思確認書	◇必要事項を記載のうえ記名すること
(様式-提案2) 技術提案書	◇耐久性の向上、安全性の向上に関する技術提案は、評価項目ごとに2提案以内とする。 ◇交通の確保に関する技術提案については、提案数に制限は設けない。 ◇評価項目の提案毎にA4版1枚（片面）を限度とし、文字の大きさは10ポイント以上で提案を行うこと ◇技術提案の内容を補足する図面等がある場合は、評価項目毎にA3版1枚以内（片面）で添付することができる ◇1つの提案は、1施工技術を用いた内容で1提案とする。また、複数技術を組み合わせなければ効果が発揮できないなど、一体不可分の内容となっている場合は、1提案とみなす。

4-4. 技術提案書の提出

入札者は、技術提案の有無にかかわらず、次に示すとおり技術提案書の提出を行わなければならない。

- ① 提出期限 令和3年6月1日（火）午後4時まで

- ② 提出場所 記 1-6. 契約担当部署
- ③ 提出方法 郵送（書留郵便若しくは信書便）又は持参（提出期限までに必着のこと）

4-5. 技術提案の内容に関するヒアリング等

- (1) 技術提案が有るとして技術提案書の提出を行ったすべての入札者に対し、個別に、技術提案の内容にかかるヒアリング（技術交渉）を行うので、入札者はこれに応じなければならない。
- (2) ヒアリングの実施日時は、令和3年6月2日（水）から令和3年6月11日（金）までの間を予定しており、詳細な日時、参加者等については、申請書（様式1）に記載された入札者の担当者宛て別途連絡を行う。
- (3) ヒアリングの結果、NEXCO 東日本が入札者に対し技術提案の改善を求めた場合又は入札者から技術提案の改善希望があった場合、入札者は、次に示すとおり改善技術提案書を提出するものとする。
 - ① 提出期限 令和3年6月16日（水）午後4時まで
 - ② 提出場所 記 4-4. 技術提案書の提出のとおり
 - ③ 提出方法 記 4-4. 技術提案書の提出のとおり

4-6. 技術提案書の採否の確認等

- (1) 契約責任者は、入札者からの技術提案書（又は改善技術提案書）に基づき、当該入札者の技術提案書の採否について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。
※確認結果通知予定日 令和3年6月30日（水）
- (2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある入札者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。
なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。
- (3) 契約責任者は、上記(1)において技術提案書の採否の確認の他、採用するとした技術提案書の内容を次に示す基準に基づき評価する。
なお、評価した内容は、落札者決定後入札状況調書において公表を行う。

技術評価項目・評価基準				
共通事項	床版取替の施工に伴う連続規制による工事可能期間「令和4年度春季：5/9～7/15」、「令和4年度秋季：8/18～10/31」以内の工事工程の評価は、提出された「技術提案に基づく工事工程表」又は「標準案に基づく工程表（技術提案が無い場合）」を適・不適で評価し、配点は下記のとおりとする。			
	評価	評価基準		評価点
	適	「令和4年度春季：5/9～7/15」、「令和4年度秋季：8/18～10/31」以内の工事工程である。		100点
不適	「令和4年度春季：5/9～7/15」、「令和4年度秋季：8/18～10/31」を超える工事工程である。		参加資格なし	
技術提案	技術提案の評価は、提案ごとに各評価者が下表の評価基準に基づき採否及び評価点の付与を行い、以下に示す方法で評価点を算出する。			
	①各評価者が各提案（1つの技術提案）を下表の評価基準に基づき評価を行う。			
	②各評価者の評価値の合計を評価者数で除して、各提案の評価値を算出する（小数第4位を切り捨てとする）。			
③評価項目ごとに各提案の評価値の合計を、求めた提案数で除して評価項目の評価値を算出する（小数第4位以下を切り捨てとする）。				
求める提案	評価項目	評価	評価基準	評価点
①安全かつ合理的で耐久性	あご無しRCループ 継手のプレキャスト	優	内容が具体的で確実な効果が期待できる優れた提案である	15点

<p>の高い取替床版及び壁高欄の構造（取替床版及び壁高欄の形式はコンクリート系であること。取替床版の橋軸方向の接合構造はRC構造であること。）</p> <p>配点：15点</p>	<p>PC床版及び場所打ち壁高欄よりも耐久性の高い構造であれば加点評価する（構造の合理化を伴わないコンクリートの種別の変更については加点評価しない）</p>	良上	内容が具体的で効果が期待できる優れた提案である	10点
		良	内容の効果が期待できる提案である	5点
		可	内容が標準案と同程度であり効果が期待できない提案である	0点
		提案なし ・ 不採用	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案書に技術提案を「無」で提出し、かつ、標準案による施工の意思を示している。 ・技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思を示している。 	0点
		欠格	技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思がないとしている	参加資格なし

求める提案	評価項目	評価	評価基準	評価点
<p>②床版取替を安全かつ確実に実施するための既設床版及び壁高欄の撤去方法、新設床版及び壁高欄の設置方法に関する技術提案</p> <p>配点：15点</p>	<p>床版撤去用油圧ジャッキおよびトラッククレーンによる既設床版及び壁高欄の撤去、トラッククレーンによる新設床版及び壁高欄の設置よりも安全性の高い施工方法であれば加点評価する</p>	優	内容が具体的で確実な効果が期待できる優れた提案である	15点
		良上	内容が具体的で効果が期待できる優れた提案である	10点
		良	内容の効果が期待できる提案である	5点
		可	内容が標準案と同程度であり効果が期待できない提案である	0点
		提案なし ・ 不採用	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案書に技術提案を「無」で提出し、かつ、標準案による施工の意思を示している。 ・技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思を示している。 	0点
欠格	技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思がないとしている	参加資格なし		

求める提案	評価項目	評価	評価基準	評価点
<p>③床版取替に伴う既設橋の補強、床版取替、壁高欄、床版防水を含む床版取替完了までの車線規制期間の短縮に関する技術提案及び短縮日数</p>	<p>取替床版の構造、既設床版及び壁高欄の撤去方法、新設床版及び壁高欄の設置方法、壁高欄の構造、高性能床版防水の構造の合理化・省力化による車線規制期間の短縮日数で評価する。</p>	適	<p>「取替床版の構造」、「既設床版撤去方法及び新設床版架設方法」、「壁高欄の構造」、「高性能床版防水」の合理化・省力化により車線規制期間の短縮日数の最も多い日数の提案を行った者に40点を付与し、短縮日数が無いとした者を0点とし、その他の者は提案された短縮日数に応じて単純比例の数値方式で評価する。合理化・省力化を伴わない施工パーティー数の増加、昼夜連続施</p>	0～40点

配点：40点		工、休日施工による短縮日数は評価対象外とする。	
	欠格	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思がないとしている ・工事工程が連続規制による工事可能期間を超過している。 	参加資格なし
<p>◇留意事項</p> <p>① 求める評価項目に対する技術提案の全て又は一部が、本工事の設計図書に適合しない、関連法令に抵触する若しくは本工事で採用できない場合、当該技術提案を不採用とする。</p> <p>②各評価項目に対する技術提案の全てを不採用とした場合、提出された技術提案書で示されている不採用の場合の標準案による施工意思に従い対処するものとする。</p> <p>③ 記載内容の一部を不採用とした場合、当該箇所を除いた記載内容に対して評価点を付与する。</p> <p>④ 不採用とした以外のすべての技術提案は履行義務を負うものとする。</p> <p>⑤ 記載された技術提案が2つに満たない場合、1つの技術提案を対象に評価を行うものとし、欠格とはしない。</p> <p>⑥ 求める提案①及び②については、1つの評価項目に対し技術提案が2つ以上記載されている場合、記載順に2つの技術提案で評価を行い、2つを超える技術提案は加点評価対象としない。ただし、2つを超えて記載された技術提案についても採否の評価を行い、不採用とされたものを除いて履行義務を負うものとする。</p> <p>⑦ 1つの評価項目において加点評価対象とした2つの技術提案の一方を不採用とした場合、残る1つの技術提案のみを加点評価対象とする。この場合、加点評価対象以外に記載された技術提案があっても、加点評価対象として採用しない。</p> <p>⑧ 求める提案③については、評価項目に対して技術提案の提案数の制限は無く、すべて加点評価対象とし、不採用とされたものを除いて履行義務を負うものとする。</p> <p>⑨ 添付資料を参照しないと当該技術提案の評価が不能である場合、当該技術提案を不採用とする。</p> <p>⑩ 技術提案の記載内容と添付資料に齟齬がある場合、添付資料は評価には用いない。</p> <p>⑪ 1つの技術提案が、1つの施工技術を用いた内容となっておらず、複数の施工技術を用いた内容であると認められる場合は、当該技術提案は評価の対象としない。</p> <p>⑫ 技術提案の内容については、構造が成立する見込みの提案内容とすること。なお、技術提案時には構造成立性は求めない。</p> <p>⑬ 求める提案①、②及び③において同一の技術提案であっても、それぞれの提案に対する評価項目を満たす提案である場合、それぞれの評価項目ごとに評価を行う。</p>			

4-7. 施工体制確認

施工体制の確認は、どのように施工体制を構築し、その体制が品質確保の実現性・確実性の向上につながるかを確認するため、開札後に、原則として、契約制限価格の範囲内の価格で入札したすべての入札者に対して入札時に提出された単価表や追加で求める資料（施工体制確認資料）に基づき施工体制確認を実施する。ただし、入札者のうち、その入札価格が「工事における低入札価格調査について（要領）」（以下「低入札価格調査要領」という。）2-3-1. (1). 1)に規定する数値的判断基準【失格基準】の価格に満たない場合は、当該者の施工体制は記 4-11 (1)において不適と判断し、当該者が行った入札は無効とする。

4-8. 施工体制確認資料の提出要請

入札者のうち、その入札価格が低入札価格調査要領 1-3 に規定する調査基準価格に満たない者に

対して、施工体制確認資料の提出を求める。

なお、施工体制確認資料の提出要請は、記 6-2. ④の開札の後、令和 3 年 8 月 2 日（月）午後 4 時までに入札者（入札者が申請書に記載した担当者）宛て電子メール等により要請する。

4-9. 施工体制確認資料の作成

記 4-8 により施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、低入札価格調査要領 2-3-2. (1). ①に規定する求める調査資料のうち、以下に示す項目について別紙 1「低入札価格調査資料作成要領」に基づき別紙 2「様式」を作成するものとする。

様式番号	資料名称
様式 1	施工体制確認資料の提出について (留意事項) ※「低入札価格調査資料の提出について(重点調査)」を「施工体制確認資料の提出について」に書換 ※「代表取締役名及び代表取締役押印」は削除 ※「3. 提出書類の様式番号・資料名称」は「以下の内容」に書換
様式 3-1	入札金額に対応した単価表又は工事費内訳書の明細書
様式 3-2	現場管理費の内訳書
様式 4	コスト縮減額調書
様式 5	下請予定業者一覧表
様式 6	配置予定技術者名簿
様式 9-2	資材購入予定先一覧
様式 10-2	機械リース元一覧
様式 11-1	労務者の確保計画
様式 11-2	工種別労務者配置計画
様式 12-1	建設副産物の搬出地
様式 12-2	建設副産物の搬出に関する運搬計画書
様式 13	資材等の搬入に関する運搬計画書
様式 14-1	品質確保体制（品質管理のための人員体制）
様式 14-2	品質確保体制（品質管理計画書）
様式 14-3	品質確保体制（出来形管理計画書）
様式 15-1	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
様式 15-2	安全衛生管理体制（点検計画）
様式 17	施工体制台帳

4-10. 施工体制確認資料の提出

施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、施工体制確認資料を、次のとおり提出するものとする。

- ① 資料の提出期限 令和 3 年 8 月 5 日（木）午後 4 時まで
- ② 資料の提出場所 記 1-6. 契約担当部署
- ② 資料の提出方法 郵送、持参又は電子メール（提出期限までに必着）
なお、郵送の場合は、書留郵便又は信書便とする。
- ③ その他 施工体制確認資料は提出期限以後の修正及び再提出は認めない。
また、資料の提出期限までに資料の提出がされない場合は当該者の施工体制は記 4-11(1)において不適と判断し、当該者が行った入札を無効とする。

4-11. 施工体制確認の評価（施工体制評価点）

- (1) 契約責任者は、施工体制確認ヒアリングが行った後、施工体制確認の評価を次に示す基準に基づき評価する。

なお、評価した内容は、落札者決定後入札状況調書において公表を行う。

評価項目	評価基準
品質確保の実効性	以下の順位で評価する。 ①工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要件をより確実に実現できると認められた場合（15点） ②工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要件を確実に実現できると認められた場合（5点） なお、以下の場合には不適とする。 ③資料が全部又は一部未提出の場合など
施工体制確保の確実性	以下の順位で評価する。 ①工事の品質確保のための施工体制の他、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、設計図書に記載された要件をより確実に実現できると認められた場合（15点） ②工事の品質確保のための施工体制の他、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、設計図書に記載された要件を確実に実現できると認められた場合（5点） なお、以下の場合には不適とする。 ③資料が全部又は一部未提出の場合など

- (2) また、施工体制確認の評価の結果、工事の品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性について、設計図書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められなかった場合は、記 4-6. (3)により得られた技術提案の評価点を次の方法により技術評価点を算出するものとする。

技術評価点＝技術提案に関する技術評価点×（施工体制評価点／30点）＋施工体制評価点

第5 入札前価格交渉方式

5-1. 入札前価格交渉方式の概要及び留意事項

- (1) 本件工事は、入札前に入札者に対し NEXCO 東日本が指定する項目に係る見積書の提出を求め、その見積書を活用して契約制限価格の設定を行う入札前価格交渉方式（以下「本方式」という。）の対象工事である。
- (2) 入札前価格交渉方式とは、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載した項目について、入札者から見積書の提出を求め、見積書提出後 NEXCO 東日本と入札者との間で、見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて交渉を行い、その結果に基づき、変更の有無に係らず最終見積書の提出を求め、NEXCO 東日本が優れた技術提案として認めた者のうち最も適正な価格であると認めた最終見積書を活用して契約制限価格の設定に反映させる方式をいう。
- (3) 入札者は、「交渉対象」とされた項目の見積書を、次に示すとおり提出しなければならない。
- ① 見積書の提出期限 令和3年6月1日（火）午後4時まで
 - ② 見積書の提出場所 記 1-6. 契約担当部署
 - ③ 見積書の提出方法 持参、書留郵便又は信書便（提出期限までに必着のこと）

④ 提出書類 見積書（様式3）

- (4) 入札前価格交渉は、見積書提出期限以後令和3年6月2日（水）から令和3年6月29日（火）までの間を予定しており、詳細な日時等については、別途連絡を行う。
- (5) 入札前価格交渉の交渉参加者は、本件工事の施工内容、資材又は機器の性能・機能及び見積書（様式3）の内容を十分に理解し、説明が可能な者で、かつ交渉内容について協議・合意ができる者とし、複数名の参加を可能とする。
ただし、入札者以外の下請企業や見積を徴収した企業等の外部の者の参加は認めないものとし、違反している事実が発覚した場合は、本件工事の競争参加資格の取消を行う場合がある。
- (6) 入札前価格交渉の交渉回数は、すべての入札者と各々1回以上行うことを原則とし、交渉状況に応じて複数回行うことがある。
- (7) 入札前価格交渉により双方が合意した事項は、その都度交渉の場において確認を行うものとする。
- (8) 入札者は、上記(7)において合意された事項を反映させた最終見積書（様式3）を提出しなければならない。
また、入札価格交渉によっても見積書（様式3）から変更が生じない場合も同様とする。
なお、最終見積書の提出方法は、上記(3)に基づくものとし、提出期限は、令和3年7月7日（水）午後4時を予定しており、詳細は最終の交渉時に連絡を行う。
- (9) 上記(3)及び(8)に示す提出期限までに見積書又は最終見積書の提出がされない場合は、当該入札者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。
- (10) 入札者は、最終見積書に基づいた入札を行うものとするが、入札時の交渉対象項目の金額は、最終見積書に記載された交渉対象項目の金額を超えない限り変更ができるものとする。なお、最終見積書に記載された金額を超える交渉対象項目が1項目でもある場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。
- (11) 入札者は、入札書をNEXCO 東日本に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取り扱いは行わない。
- (12) 見積書又は最終見積書においてNEXCO 東日本が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、NEXCO 東日本に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該工事の競争参加資格を取り消す場合があるほか、競争参加資格停止等の措置を講じる場合がある。

第6 入札・開札・落札予定者の決定

6-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ① 入札書 | 入札者に対する指示書[12]を参照のこと |
| ② 単価表 | 入札者に対する指示書[13]を参照のこと |
| ③ 総合評価値通知書（経審）の写し | 入札者に対する指示書[14]を参照のこと |
| ④ 入札ボンド | 入札者に対する指示書[15]を参照のこと |

6-2. 入札及び開札

入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- | | |
|------------|---|
| ① 入札書の提出期限 | 令和3年7月27日（火）午後4時まで |
| ② 入札書の提出場所 | 記1-6. 契約担当部署 |
| ③ 入札書の提出方法 | 電子入札 |
| ④ 開札執行日時 | 令和3年7月30日（金）午後1時30分 |
| ⑤ 開札執行場所 | 記1-6. 契約担当部署 |
| ⑥ その他 | 1) 入札者は、記4-6. 技術提案書の採否確認等の採否確認結果通知において、提案した内容が採用された場合は、採用された技 |

術提案の内容に基づく入札を行うこと。

なお、入札書の提出の際に、採用された技術提案の見直し提案等の再度の提示・提出は認めないものし、見直し提案等の事実が判明した場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。

- 2) 入札者は、記 5-1. (8)において提出した最終見積書に記載された交渉項目毎の金額は、入札時に最終見積書を超えない限り変更ができるものとする。

なお、最終見積書に記載された交渉項目毎の金額を超える入札を行った事実が判明した場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。

6-3. 落札予定者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「除算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札者又は落札予定者と決定する。

ただし、評価値が最も高い入札者であっても基準評価値未満の評価値である場合においては、当該入札者を落札予定者とししないものとする。

- (2) 除算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。

①評価値 = 技術評価点 / 入札価格 (× 1 億)

なお、小数点 4 位以下は切り捨てとする。

②技術評価点 … 工事目的物の性能等の評価点数であり、標準点に加算点と施工体制評価点を加えた点数

なお、小数点 4 位以下は切り捨てとする。

標準点 … 競争に参加するための最低限の要求を満たしている場合に付与する技術評価点を算出する際の基礎点 (100 点)

加算点 … 評価項目に対して、各入札者の技術力等に応じて付与される点数 (70 点)
なお、小数点 4 位以下は切り捨てとする。

施工体制評価点

・品質確保の実効性 … 品質確保のための施工体制の確保状況を確認し、設計図書等に記載された要件を確実に実現できる場合に付与 (15 点)

・施工体制確保の確実性 … 工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要件を確実に実現できる場合に付与 (15 点)

③基準評価値 … 標準点を契約制限価格で除して 1 億を乗じた値

- (3) 入札者は、落札予定者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[21]を参照のこと。

6-4. 低入札価格調査

- (1) 本件競争入札においては、入札者毎に低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最高評価値の入札価格が当該入札を行った入札者に対して設定した低入札価格調査基準価格未満である場合は、指示書[21]に示す落札者の決定の手続きに至らず入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として別に公表するルールに基づき低入札価格調査を行う。

なお、本件競争入札においては、入札者毎に重点調査価格を設定しており、入札価格が当該入札を行った入札者に対して設定した重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。

また、本件競争入札においては、入札者毎に数値的判断基準を設定しており、入札価格が当該入札を行った入札者に対して設定した基準を下回る入札の場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。

◇「別に公表するルール」⇒ <https://www.e-nexco.co.jp/bids/stipulation/>

(2) 低入札価格調査については、入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

第7 その他

7-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

7-2. 質問の受付

(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- ① 受付期間 入札公告の翌日から令和3年7月12日(月)午後4時まで
- ② 受付場所 記1-6. 契約担当部署
- ③ 受付方法 質問書面(様式自由)を持参又は郵送(書留郵便若しくは信書便)(受付期間内に必着のこと)により提出すること

(2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

- ① 回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から原則として平日5日以内
- ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ(「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」)に掲載する
https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

7-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[27]に該当する入札は無効とする。

7-4. 支払条件

- (1) 前金払 有：請負契約書35条1項に基づき前金払の請求をすることができる。
ただし、請負代金額が東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第281条の規程を満たさない場合はこの限りではない。
- (2) 部分払 有：請負契約書38条1項に基づき部分払の請求をすることができる。

7-5. 火災保険等の付保

土木工事共通仕様書「1-55-1 保険の付保」に定めるとおりとする。

7-6. WTOに規定する継続工事の有無

本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と随意契約の方法により締結する予定の有無：有

7-7. 単品スライド条項の適用

請負契約書26条5項(単品スライド)及び同条第6項(インフレスライド)について適用する。

7-8. 苦情申立て

本入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、政府調達苦情検討委員会(連絡先：内閣府政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-5253-2111(代表))に対して苦情

の申立てを行うことができる。

7-9. 契約後の技術提案の取扱い

- (1) 本工事の受注者は、記 4-6. 技術提案書の採否確認等の確認結果通知において、提案した内容が採用されている場合は、施工計画書に技術提案の内容に関する事項を記載するものとし、技術提案の内容に係る施工に先立ち、その履行確認方法を NEXCO 東日本と協議を行うこと。
- (2) 工事中における採用された技術提案の内容の変更は原則認めない。
ただし、受注者から合理的な理由に基づく技術提案内容変更の申し出があり、かつその変更する内容が記 4-6. 技術提案書の採否確認等で採用された技術提案（以下「採用された技術提案」という。）を下回らないと認められた場合は、この限りではない。
なお、この場合、変更された提案内容を採用する場合、土木工事共通仕様書「1-66 VE 提案に関する事項」は適用しない。
- (3) 工事中において採用された技術提案内容の履行が、受注者の責によらず、請負契約書 18 条や 19 条等発注者の理由により不可能となった場合は、採用された技術提案の履行義務は消滅する。
- (4) 採用された技術提案により、設計図書において施工方法等に関する指定のない部分について、受注者の責任は軽減されない。
- (5) NEXCO 東日本は、技術提案の内容について、工業所有権が設定されているものを除き、その内容が一般的に使用される状態となった場合は、本工事以外の工事等において無償で使用する場合がある。
- (6) 採用された技術提案の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により技術提案内容の履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないと決定した場合は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる（最大 10 点）。
また、請負契約書 26 条の 2 に基づき未履行額を請求する。

7-10. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- (1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号）に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。
- (2) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成 28 年 5 月 31 日付、国土建第 119 号）に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局（総合政策局を含む）建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付をうけていること。
- (3) 上記(1)又は(2)に係る確認は、契約後の施工体制確認点検等において行う。

7-11. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 本工事の受注者、本工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工管理業務」の入札に参加し又は施工管理業務を請負うことはできない。
なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。
① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又は

その出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。

- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

7-12. 閲覧資料

本工事に係る設計業務成果品等を下記のとおり閲覧に付す予定である。

- ① 閲覧内容 建設時設計報告書、完成図面、耐震補強設計報告書
- ② 閲覧場所 記1-6. 契約担当部署
なお、閲覧を希望する競争参加希望者は、事前に記1-6. 契約担当部署に連絡し、その指示に従うこと。
- ③ 閲覧期間 令和2年3月25日（木）から入札書提出期限の前日まで（休日を除く日の午前10時00分から午後4時00分まで）

以 上

別紙1 随意契約条件

総合評価落札方式における技術提案	本工事に係る技術提案の考え方は、後発工事に係る技術提案に踏襲されることを条件とする。なお、後発工事の発注段階で、再度、後発工事の技術提案の提出を求める。
配置予定技術者	後発工事の配置予定技術者は、本工事で配置する技術者と同一又は同等以上の者とする。
落札率	後発工事には、本工事の落札率を考慮する。
諸経費調整	後発工事の諸経費については、最新の土木工事積算基準における「随意契約工事諸経費の取扱い」に基づく諸経費調整を行う。 (本工事と後発工事の合算額に相当する諸経費を算出し、継続契約方式により調達する工事のうち契約済工事の諸経費相当額を差引く)
随意契約の実施判断	後発工事の随意契約については、本工事及び既に契約締結済の後発工事に関する成績評定の結果を踏まえ、本工事の受注者と随意契約を実施すると判断した場合に、本工事の受注者に対し、随意契約の締結意思確認及び技術提案書の提出を求める。 随意契約の締結意思がある旨の回答があった場合は、提出のあった技術提案書の内容の審査を行ったうえで、本工事の受注者に対して後発工事に係る見積書の提出を求め、見積合わせを行い、契約を締結するものとする。